. 経営改革の推進

1 経営改革プランの考え方

「新地方行革指針」では、人口減少時代を目前に控え、また厳しい財政状況のもと、住民の負担と選択に基づき、公共サービスを提供する分権型社会システムに 転換していくことが求められており、本市としても基本的には、この指針が求め る「行政改革大綱」、「集中改革プラン」にも対応した本市独自の計画「経営改革 プラン」を策定していきます。

「新地方行革指針」で示された「集中改革プラン」は、定員管理、給与の適正化をはじめ、民間委託の推進など、量的な削減メニューが主体となっています。そこで、「経営改革プラン」の策定に当たっては、本市がこれまで進めてきた行政改革から行政評価に至る取組の経緯を踏まえ、「集中改革プラン」の内容に限定することなく、行財政運営の質的な改革や市民との協働も含めた改革全体の姿を表すこととしました。

このプランにより、第4次基本構想・基本計画を実現し、市民満足度の向上に資するため、少子高齢化などに伴う行政サービスの量的な増加や質的に多様化する市民ニーズに着実に対応することができる行財政運営をどのように確立するのか、厳しい財政環境のなかで財源を如何に確保していくのか、また、市民との協働をどう高めていくのかなど、あらゆる経営資源(人・もの・金)を最適配分する観点から「経営改革プラン」の方向性を定めるとともに具体的取組項目を設定することとします。

2 経営改革プランの目的と方向性

(1)経営改革プランの目的

「第4次基本構想、基本計画を実現し、市民満足度の向上を目指す」 こととします。

(2)経営改革プランの3つの方向性

(ア)行財政システム改革の推進

市民の視点にたった目的・成果志向型の行政運営を確保するため、実施計画、行政評価、財政計画の一体的な取組や予算編成改革、人材育成計画、組織改革などにより、分権時代に対応した持続可能な行財政システムの構築を目指します。

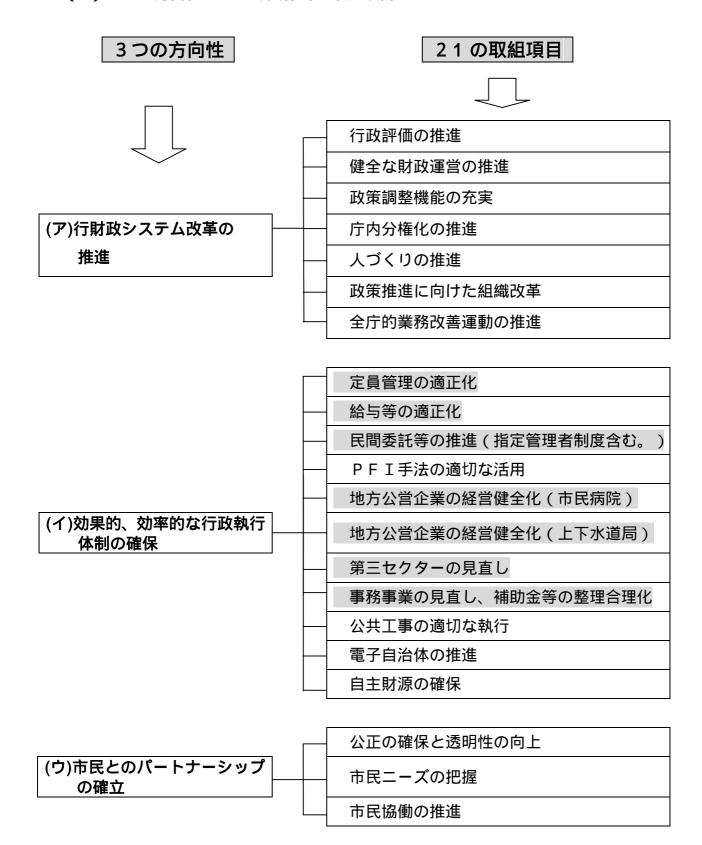
(イ)効果的、効率的な行政執行体制の確保

民間ノウハウの活用などサービス供給方法の効率化や職員定数、給与の適正化など、効果的、効率的な行政執行体制を確保することにより、増大する行政需要に対応する財源確保とその有効活用を図り、適正なサービス水準の維持に努めます。

(ウ)市民とのパートナーシップの確立

まちづくりの主役は市民であり、市民にわかりやすく開かれた行政の推進を 図るとともに、市民との協働や市民参画を促していくこととします。

(3)3つの方向性に基づく具体的な取組項目



網かけの項目は、集中改革プランとして国が策定を求めている項目

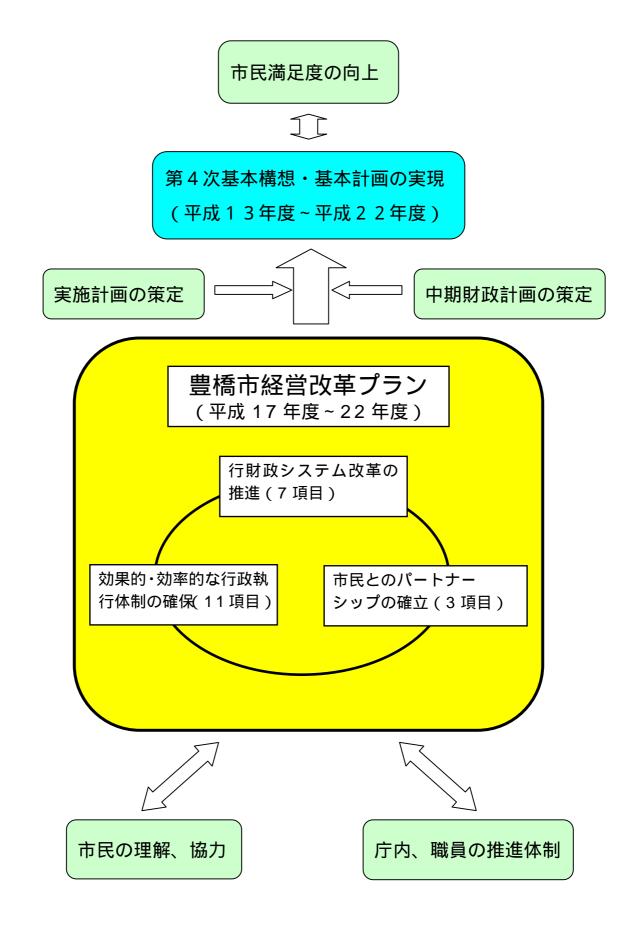
3 計画期間

第4次基本構想・基本計画期間に対応し

「平成17年度~平成22年度までの6年間」とします。

ただし、前期3か年終了時には、実施状況を踏まえ、プランの見直しを検討します。

4 経営改革プランの体系図



5 策定のスケジュール

項目	平成 17 年					平成 18 年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2 月	3 月
行財政改革 調査特別 委員会	8/30 (骨子)				12/2 (素案)			
市民意見の 反映等					パブリッ	タウンミー ティング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	経営改革プラン公表	

経営改革プランへの市民意見の反映は、パブリックコメント等により、また、プランの公表は、広報とよはし、市ホームページ等により行う予定